

労働安全衛生法 ポイントセミナー

「労働災害の現況と死亡災害事例」(大阪)や労働安全衛生法をイラストで分かりやすく解説します。

機械による労働災害の被災者は、年間3万人にもものぼります。手指の切断等障害が残った場合には、**安全配慮義務違反**(労働契約法第5条)で、企業に多額の賠償責任を求められることもあります。

本講習では、**元労働基準監督官**を講師に、イラスト中心の「安全法令ダイジェスト(製造業編)」を使用し、死亡災害事例等を踏まえて、**ポイントを押さえた労働災害防止と法令遵守**について講習します。



- 日時 平成32年**2月19日**(水)午後1時～4時30分
- 会場 エル・おおさか(大阪府立労働センター)南館11階当連合会常設会場
大阪府大阪市中央区石町2丁目5番3号
- 内容 ①大阪労働局の「労働災害の現況と死亡災害事例」について
②工作機械等機械災害の防止について
③有機溶剤作業等有害業務の災害防止について
④クレーン・フォークリフト等による作業の危険防止について 他
※最後に、質疑応答時間を設けます。
- 対象 安全管理者、衛生管理者、作業主任者、各作業の有資格者、作業指揮者等
- 講師 元労働基準監督官 **早川 保子** 氏
- 受講料 (テキスト代、消費税を含む)
○会員 8,000円(大阪労働基準連合会及び大阪府下の労働基準協会会員の方)
○一般 9,000円(その他の事業場所所属の方)
- テキスト 「労働災害の現況と死亡災害事例」(大阪労働局作成)
安全法令ダイジェスト(製造業編)(労働新聞社発行)等
- 申込要領(申込書は裏面)
申込書を予めFAXのうえ、申し込み後14日以内に受講料を銀行振り込み願います。ご入金を確認できましたら、FAXにて受講票を送信させていただきます。申し込み手続き終了後は、受講料は返金できません。

厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関<登録第1号>

公益社団法人 **大阪労働基準連合会**

〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階TEL 06-6942-7401

